

国海查第295号の2  
令和7年11月21日

関係団体 代表等 各位

国土交通省 海事局

検査測度課長 池田 隆之  
(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、船舶検査の方法（平成9年6月16日付け海検第40号）の一部を別添のとおり改正し、令和7年11月21日から施行することとしましたので、お知らせします。

令和7年11月  
海事局検査測度課

## 船舶検査の方法の一部改正について

### 1. 改正の経緯及び内容

#### (1) B編第1章 関係

従来、救命設備の試験方法に係る勧告（MSC.81(70)）<sup>\*</sup>に基づき、5ノット以上の速度で前進した船舶から救命艇を進水させ損傷の有無を確認する試験を求めていたところ、2021（令和3）年に採択された決議 MSC.488(103)において救命設備の試験方法に係る勧告（MSC.81(70)）が改正され、当該試験の実施対象から自由降下式救命艇が除外された。

我が国では、当該試験の内容をB編第1章 1.19.16-1.において規定していたことから、当該試験の対象から自由降下式救命艇を除くための改正を行うこととする。

<sup>\*</sup> 国際救命設備（LSA）コードに基づき、船舶に搭載される救命胴衣や火工品、救命艇、救命いかだ等の救命設備の性能試験や承認試験等の非義務要件を規定した決議。

#### (2) 附属書F 関係

降下式乗込装置におけるプラットホームの照明装置については、国際救命設備（LSA）コードで要求されているものではないことから、国際基準との整合を図るべく、整備基準の項目から削除するための改正を行うこととする。

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）の施行に伴い、無線局の紙の免許状が廃止され、免許を対外的に証明するものが、総務省電波利用電子申請からダウンロード若しくは印刷した免許記録の写し又は免許記録等に記載されている事項を証明した書面（免許事項証明書）に変更となったことから、所要の改正を行うこととする。

### 2. 適用日

本通達日から適用する。

○ 船舶検査の方法（平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号）一部改正 新旧対照表

(傍線の部分は部分改正箇所)

改正後	改正前	備考
<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第 1 章 第 1 回定期検査</p> <p>1.1 ~ 1.18 (略)</p> <p>1.19 海上試運転</p> <p>1.19.1 ~ 1.19.15 (略)</p> <p>1.19.16 救命設備</p> <p>-1. 救命艇</p> <p>揚卸装置に取り付ける<u>救命艇（自由落下式救命艇を除く。）</u>については、船舶が 5 ノットで前進中、ぎ装品及び定員（旅客船に搭載するものにあっては 1 人当たり 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当たり 82.5kg）又はこれに相当する質量を積載した救命艇を降下させ、着水させ、かつ、離脱させる。（総トン数 2 万トン以上の第 3 種船に限る。）</p> <p>ただし、当該救命艇及び揚卸装置が同型船等で搭載実績があり、本基準を満足することが確認されている場合には、省略して差し支えない。</p> <p>-2. ~ -3. (略)</p> <p>1.19.17 ~ 1.19.18 (略)</p>	<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第 1 章 第 1 回定期検査</p> <p>1.1 ~ 1.18 (略)</p> <p>1.19 海上試運転</p> <p>1.19.1 ~ 1.19.15 (略)</p> <p>1.19.16 救命設備</p> <p>-1. 救命艇</p> <p>揚卸装置に取り付ける<u>救命艇</u>については、船舶が 5 ノットで前進中、ぎ装品及び定員（旅客船に搭載するものにあっては 1 人当たり 75kg、旅客船以外に搭載するものにあっては 1 人当たり 82.5kg）又はこれに相当する質量を積載した救命艇を降下させ、着水させ、かつ、離脱させる。（総トン数 2 万トン以上の第 3 種船に限る。）</p> <p>ただし、当該救命艇及び揚卸装置が同型船等で搭載実績があり、本基準を満足することが確認されている場合には、省略して差し支えない。</p> <p>-2. ~ -3. (略)</p> <p>1.19.17 ~ 1.19.18 (略)</p>	<p>MSC.488(103)の取り入れ</p>
<p>附属書 F 整備基準等</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 降下式乗込装置整備基準</p>	<p>附属書 F 整備標準等</p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 降下式乗込装置整備基準</p>	

改正後	改正前	備考
<p>5.1 (略)</p> <p>5.2 点検・整備の方法 (略)</p> <p>  5.2.1 (略)</p> <p>  5.2.2 サービス・ステーション等で行う点検</p> <p>    -1. ~ -3. (略)</p> <p>    (削る)</p> <p>  <u>-4. 収納点検</u></p> <p>  5.2.3・5.2.4 (略)</p> <p>5.3 (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. ナブテックス受信機整備基準</p> <p>  7.1 (略)</p> <p>  7.2 整備方法</p> <p>    ナブテックス受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し又は免許記録等に記載されている事項を証明した書面（免許事項証明書）</u>（以下「<u>免許記録の写し等</u>」という。）を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p>	<p>5.1 (略)</p> <p>5.2 点検・整備の方法 (略)</p> <p>  5.2.1 (略)</p> <p>  5.2.2 サービス・ステーション等で行う点検</p> <p>    -1. ~ -3. (略)</p> <p>    -4. <u>プラットホームの照明装置の点検</u></p> <p>      <u>点灯試験を行い、配線・電池等に異常がないことを確認する。ただし、海水電池を使用しているものにあっては、導通試験を行う他、附属書Gに定めるところによること。</u></p> <p>    -5. <u>収納点検</u></p> <p>  5.2.3・5.2.4 (略)</p> <p>5.3 (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. ナブテックス受信機整備基準</p> <p>  7.1 (略)</p> <p>  7.2 整備方法</p> <p>    ナブテックス受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p>	<p>国際基準との整合を図るべく、整備基準の項目から削除する。</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）の施行に伴う対応</p>

改正後	改正前	備考
<p>7.2.1 ~ 7.2.6 (略)</p> <p>7.3 (略)</p> <p>8. 高機能グループ呼出受信機整備基準</p> <p>8.1 (略)</p> <p>8.2 整備の方法</p> <p>高機能グループ呼出受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許記録の写し等</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>8.2.1 ~ 8.2.6 (略)</p> <p>8.3 (略)</p> <p>9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準</p> <p>9.1 (略)</p> <p>9.2 整備の方法</p> <p>VHF デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許記録の写し等</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>9.2.1 ~ 9.2.8 (略)</p> <p>9.3 (略)</p> <p>10. VHF デジタル選択呼出聴守装置整備基準</p> <p>10.1 (略)</p>	<p>7.2.1 ~ 7.2.6 (略)</p> <p>7.3 (略)</p> <p>8. 高機能グループ呼出受信機整備基準</p> <p>8.1 (略)</p> <p>8.2 整備の方法</p> <p>高機能グループ呼出受信機の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>8.2.1 ~ 8.2.6 (略)</p> <p>8.3 (略)</p> <p>9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準</p> <p>9.1 (略)</p> <p>9.2 整備の方法</p> <p>VHF デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>9.2.1 ~ 9.2.8 (略)</p> <p>9.3 (略)</p> <p>10. VHF デジタル選択呼出聴守装置整備基準</p> <p>10.1 (略)</p>	<p>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p>

改正後	改正前	備考
<p>10.2 整備の方法</p> <p>VHF デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許記録の写し等</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>10.2.1 ~ 10.2.7 (略)</p>	<p>10.2 整備の方法</p> <p>VHF デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>10.2.1 ~ 10.2.7 (略)</p>	電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応
<p>10.3 (略)</p>	<p>10.3 (略)</p>	
<p>11. デジタル選択呼出装置整備基準</p> <p>11.1 (略)</p> <p>11.2 整備の方法</p> <p>デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許記録の写し等</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>11.2.1 ~ 11.2.8 (略)</p>	<p>11. デジタル選択呼出装置整備基準</p> <p>11.1 (略)</p> <p>11.2 整備の方法</p> <p>デジタル選択呼出装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>11.2.1 ~ 11.2.8 (略)</p>	電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応
<p>11.3 (略)</p>	<p>11.3 (略)</p>	
<p>12. デジタル選択呼出聴守装置整備基準</p> <p>12.1 (略)</p> <p>12.2 整備の方法</p> <p>デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付ける船舶の定期検査、又は中間検査の時期に行い、電波法に基</p>	<p>12. デジタル選択呼出聴守装置整備基準</p> <p>12.1 (略)</p> <p>12.2 整備の方法</p> <p>デジタル選択呼出聴守装置の整備は、これを備え付ける船舶の定期検査、又は中間検査の時期に行い、電波法に基</p>	電波法及び放送法の一部を改正する法律

改正後	改正前	備考
<p>づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許記録の写し等</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>12.2.1 ~ 12.2.7 (略)</p> <p>12.3 (略)</p> <p>13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準</p> <p>13.1 (略)</p> <p>13.2 整備の方法</p> <p>衛星利用非常用位置指示装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許記録の写し等</u>に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>13.2.1 ~ 13.2.4 (略)</p> <p>13.3・13.4 (略)</p> <p>14. レーダー・トランスポンダー整備基準</p> <p>14.1 (略)</p> <p>14.2 整備の方法</p> <p>レーダー・トランスポンダーの整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許記録の写し等</u>に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。</p>	<p>づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合にはその搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が<u>免許状</u>に記載されるとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>12.2.1 ~ 12.2.7 (略)</p> <p>12.3 (略)</p> <p>13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準</p> <p>13.1 (略)</p> <p>13.2 整備の方法</p> <p>衛星利用非常用位置指示装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許状</u>に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。</p> <p>13.2.1 ~ 13.2.4 (略)</p> <p>13.3・13.4 (略)</p> <p>14. レーダー・トランスポンダー整備基準</p> <p>14.1 (略)</p> <p>14.2 整備の方法</p> <p>レーダー・トランスポンダーの整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許状</u>に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。</p>	<p>(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律 (令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律 (令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p>

改正後	改正前	備考
<p>14.2.1・14.2.2 (略)</p> <p>14.3・14.4 (略)</p> <p>15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準</p> <p>15.1 (略)</p> <p>15.2 整備の方法</p> <p>GMDSS 双方向無線電話装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許記録の写し等</u>を有する場合には、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許記録の写し等</u>に記載されていること並びに次の事項について確認する。</p> <p>15.2.1・15.2.2 (略)</p> <p>15.3・15.4 (略)</p> <p>16・17. (略)</p> <p>18. 航海用レーダー整備基準</p> <p>(注) 本項において、平成 11 年 1 月 1 日現在、既に船舶に備え付けられている航海用レーダーについては、〔 〕内に読み替え、下線部は適用しない。</p> <p>18.1 (略)</p> <p>18.2 整備の方法</p> <p>航海用レーダーの整備は、これを備え付ける船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許記録の写し等</u>に記載</p>	<p>14.2.1・14.2.2 (略)</p> <p>14.3・14.4 (略)</p> <p>15. 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準</p> <p>15.1 (略)</p> <p>15.2 整備の方法</p> <p>GMDSS 双方向無線電話装置の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、電波法に基づく無線局の<u>免許状</u>を有する場合には、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許状</u>に記載されていること並びに次の事項について確認する。</p> <p>15.2.1・15.2.2 (略)</p> <p>15.3・15.4 (略)</p> <p>16・17. (略)</p> <p>18. 航海用レーダー整備基準</p> <p>(注) 本項において、平成 11 年 1 月 1 日現在、既に船舶に備え付けられている航海用レーダーについては、〔 〕内に読み替え、下線部は適用しない。</p> <p>18.1 (略)</p> <p>18.2 整備の方法</p> <p>航海用レーダーの整備は、これを備え付ける船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許状</u>に記載されている</p>	<p>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 27 号)の施行に伴う対応</p> <p>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 27 号)の施行に伴う対応</p>

改正後	改正前	備考
されているとおりであること並びに次の事項について確認する。 18.2.1～18.2.5 (略) 18.3 (略) 18-2. 航海用レーダー整備基準 18-2.1 (略) 18-2.2 整備の方法 航海用レーダー（電子プロッティング装置、自動物標追跡装置又は自動衝突予防援助装置を含む、以下同じ。）の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく <u>免許記録の写し等</u> に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。 18-2.2.1～18-2.2.5 (略) 18-2.3 (略) 19. (略) <u>20.</u> 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置 20.1 (略) 20.2 整備の方法 船舶自動識別装置等の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項につき確認するとともに、船舶自動識別装置にあっては、その搭載船舶の海上移動識別番号、信号符字及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく <u>免許記録の写し等</u> に記載されているとおり	とおりであること並びに次の事項について確認する。 18.2.1～18.2.5 (略) 18.3 (略) 18-2. 航海用レーダー整備基準 18-2.1 (略) 18-2.2 整備の方法 航海用レーダー（電子プロッティング装置、自動物標追跡装置又は自動衝突予防援助装置を含む、以下同じ。）の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく <u>免許状</u> に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。 18-2.2.1～18-2.2.5 (略) 18-2.3 (略) 19. (略) <u>20.</u> 船舶自動識別装置及びこれに接続された衛星航法装置 20.1 (略) 20.2 整備の方法 船舶自動識別装置等の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項につき確認するとともに、船舶自動識別装置にあっては、その搭載船舶の海上移動識別番号、信号符字及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく <u>免許状</u> に記載されているとおり	号) の施行に伴う対応 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号) の施行に伴う対応 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号) の施行に伴う対応

改正後	改正前	備考
<p>であることについても確認する。</p> <p>20.2.1～20.2.9 (略)</p> <p>20.3 (略)</p> <p>21.・21-2. (略)</p> <p>21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器</p> <p>21-3.1 (略)</p> <p>21-3.2 整備の方法</p> <p>自動浮揚容器の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許記録の写し等</u>に記載されていること並びに次の事項について確認する。ただし、自動浮揚容器が交換される場合は、この限りでない。</p> <p>21-3.2.1～21-3.2.3 (略)</p> <p>21-3.3・21-3.4 (略)</p> <p>22.・23. (略)</p>	<p>についても確認する。</p> <p>20.2.1～20.2.9 (略)</p> <p>20.3 (略)</p> <p>21.・21-2. (略)</p> <p>21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器</p> <p>21-3.1 (略)</p> <p>21-3.2 整備の方法</p> <p>自動浮揚容器の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく<u>免許状</u>に記載されていること並びに次の事項について確認する。ただし、自動浮揚容器が交換される場合は、この限りでない。</p> <p>21-3.2.1～21-3.2.3 (略)</p> <p>21-3.3・21-3.4 (略)</p> <p>22.・23. (略)</p>	<p>電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)の施行に伴う対応</p>